



主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p><u>X</u>－2－1 電子決済等代行業者の監督に関する基本的な考え方</p> <p><u>X</u>－2－2 監督に係る事務処理の基本的考え方</p> <p><u>X</u>－3 システムリスク</p> <p><u>X</u>－3－1 意義</p> <p><u>X</u>－3－2 主な着眼点</p> <p><u>X</u>－3－3 監督手法・対応</p> <p><u>X</u>－4 利用者保護ルール等</p> <p><u>X</u>－4－1 意義</p> <p><u>X</u>－4－2 主な着眼点</p> <p><u>X</u>－4－3 監督手法・対応</p> <p><u>X</u>－5 不正取引に対する補償</p> <p><u>X</u>－5－1 主な着眼点</p> <p><u>X</u>－5－2 監督手法・対応</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>Ⅹ</u>－2－1 電子決済等代行業者の監督に関する基本的な考え方</p> <p><u>Ⅹ</u>－2－2 監督に係る事務処理の基本的考え方</p> <p><u>Ⅹ</u>－3 システムリスク</p> <p><u>Ⅹ</u>－3－1 意義</p> <p><u>Ⅹ</u>－3－2 主な着眼点</p> <p><u>Ⅹ</u>－3－3 監督手法・対応</p> <p><u>Ⅹ</u>－4 利用者保護ルール等</p> <p><u>Ⅹ</u>－4－1 意義</p> <p><u>Ⅹ</u>－4－2 主な着眼点</p> <p><u>Ⅹ</u>－4－3 監督手法・対応</p> <p><u>Ⅹ</u>－5 不正取引に対する補償</p> <p><u>Ⅹ</u>－5－1 主な着眼点</p> <p><u>Ⅹ</u>－5－2 監督手法・対応</p> <p><u>Ⅹ</u>－6 監督指針の準用</p>
<p>Ⅱ 主要行等の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅱ－1－5 預金保険機構が行う検査との連携</p> <p>(1) 預金保険機構（以下「機構」という。）が預金保険</p>	<p>Ⅱ 主要行等の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅱ－1－5 預金保険機構が行う検査との連携</p> <p>(1) 預金保険機構（以下「機構」という。）が預金保険</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 上記①の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険法第137条に基づく立入検査チェック項目（「預金保険法第50条第1項関連チェック項目」、「預金保険法第55条の2第5項及び第58条の3第1項関連チェック項目」）を参考にするとともに、機構の出席を原則として確保するものとする（様式・参考資料編資料1参照）。</p> <p>（注）機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ銀行に同意を得るものとする。</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 機構から、保険料検査において銀行の法令等遵守態勢に関する指摘を受け、又は付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査においてシステム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況（以下「各種進捗状況等」という。）に問題があるとの指摘を受け、機構の検査結果並びに法第24条及び預金保険法第136条に基づく報告書の内容等に</p>	<p>法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 上記①の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険法第137条に基づく立入検査チェック項目（「預金保険法第50条第1項関連チェック項目」、「預金保険法第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目」）を参考にするとともに、機構の出席を原則として確保するものとする（様式・参考資料編資料1参照）。</p> <p>（注）機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ銀行に同意を得るものとする。</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 機構から、保険料検査において銀行の法令等遵守態勢に関する指摘を受け、又は付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査においてシステム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況（以下「各種進捗状況等」という。）に問題があるとの指摘を受け、機構の検査結果並びに法第24条及び預金保険法第136条に基づく報告書の内容等に</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>より、当該法令等遵守態勢又は各種進捗状況等の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第 24 条及び預金保険法第 136 条に基づき期限を定めて報告を求めるものとする。その結果、自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、法第 26 条に基づく業務改善命令（付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等については、法第 26 条に基づく業務改善命令及び預金保険法第 58 条の 3 第 3 項に基づく是正命令）を発出するものとする。</p> <p>（注）監督部局は、上記のほか、金融機関にかかる情報のうち、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等について、必要と考える場合は、随時、機構に対し、情報を提供するなど、適切な連携を行うものとする。</p> <p>（2）・（3） （略）</p>	<p>より、当該法令等遵守態勢又は各種進捗状況等の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第 24 条及び預金保険法第 136 条に基づき期限を定めて報告を求めるものとする。その結果、自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、法第 26 条に基づく業務改善命令（付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等については、法第 26 条に基づく業務改善命令及び預金保険法第 58 条の 3 第 2 項に基づく是正命令）を発出するものとする。</p> <p>（注）監督部局は、上記のほか、金融機関にかかる情報のうち、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等について、必要と考える場合は、随時、機構に対し、情報を提供するなど、適切な連携を行うものとする。</p> <p>（2）・（3） （略）</p>
<p>Ⅱ－2 銀行に関する苦情・情報提供等</p> <p>Ⅱ－2－1 相談・苦情等を受けた場合の対応</p> <p>銀行に関する相談・苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関してあっせん等を行う立場にないことを説明する。</p>	<p>Ⅱ－2 銀行に関する苦情・情報提供等</p> <p>Ⅱ－2－1 相談・苦情等を受けた場合の対応</p> <p>銀行に関する相談・苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関してあっせん等を行う立場にないことを説明する。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>その上で、必要に応じ、銀行及び金融関係団体の相談窓口並びに指定ADR機関（法第2条第24項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下同じ）を紹介するものとする。また、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が銀行側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該銀行への情報提供を行うこととする。</p>	<p>その上で、必要に応じ、銀行及び金融関係団体の相談窓口並びに指定ADR機関（法第2条第20項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下同じ）を紹介するものとする。また、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が銀行側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該銀行への情報提供を行うこととする。</p>
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－3 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－3－1 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>Ⅲ－3－1－3 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅲ－3－1－3－1 取引時確認等の措置</p> <p>Ⅲ－3－1－3－1－2 主な着眼点 （略）</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p><u>（9）電子決済等取扱業者に取引記録の作成・保存、取引モ</u></p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－3 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－3－1 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>Ⅲ－3－1－3 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅲ－3－1－3－1 取引時確認等の措置</p> <p>Ⅲ－3－1－3－1－2 主な着眼点 （略）</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>ニタリング等の犯収法上の義務の履行に必要な事務を委託する場合には、以下の態勢が整備されているか。</u></p> <p>① <u>電子決済等取扱業者が委託された事務を確実に行うよう、適切な監督を行うこと。</u>  <u>（注）適切な監督としては、例えば、委託先である電子決済等取扱業者の管理について、責任部署を明確化し、当該電子決済等取扱業者における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、当該電子決済等取扱業者において顧客等に関する情報管理が適切に行われていることを確認すること等が求められる。</u></p> <p>② <u>電子決済等取扱業者との間の委託契約等において、銀行からの求めに応じて、一定期間内に、当該銀行に必要な記録・書類を送付すべきことを規定すること。</u></p> <p>③ <u>電子決済等取扱業者に対して取引モニタリング等を委託する場合は、電子決済等取扱業者による取引の分析結果について定期的に共有を受け、確認・保存するとともに、当該分析結果を踏まえて、銀行において疑わしい取引の届出を適切に行うための態勢整備を行うこと。</u></p> <p>④ <u>電子決済等取扱業者との間の委託契約等において、電子決済等取扱業者が行う分析の内容・方法、銀行が</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>共有を受けべき分析結果の範囲・共有を受け頻度等について規定すること。</u>  <u>(注) 以上のほか、「Ⅲ－３－３－４ 外部委託」も参照のこと。</u></p>	
<p>Ⅲ－３－５ 苦情等への対処（金融ＡＤＲ制度への対応も含む）</p> <p>Ⅲ－３－５－３ 金融ＡＤＲ制度への対応</p> <p>Ⅲ－３－５－３－１ 指定紛争解決機関（指定ＡＤＲ機関）が存在する場合</p> <p>Ⅲ－３－５－３－１－１ 意義</p> <p>顧客保護の充実及び金融商品・サービスへの顧客の信頼性の向上を図るためには、銀行と顧客との実質的な平等を確保し、中立・公正かつ実効的に苦情等の解決を図ることが重要である。そこで、金融ＡＤＲ制度において、指定ＡＤＲ機関によって、専門家等関与のもと、第三者的立場からの苦情処理・紛争解決が行われることとされている。</p> <p>なお、金融ＡＤＲ制度においては、苦情処理・紛争解決への対応について、主に銀行と指定ＡＤＲ機関との間の手続</p>	<p>Ⅲ－３－５ 苦情等への対処（金融ＡＤＲ制度への対応も含む）</p> <p>Ⅲ－３－５－３ 金融ＡＤＲ制度への対応</p> <p>Ⅲ－３－５－３－１ 指定紛争解決機関（指定ＡＤＲ機関）が存在する場合</p> <p>Ⅲ－３－５－３－１－１ 意義</p> <p>顧客保護の充実及び金融商品・サービスへの顧客の信頼性の向上を図るためには、銀行と顧客との実質的な平等を確保し、中立・公正かつ実効的に苦情等の解決を図ることが重要である。そこで、金融ＡＤＲ制度において、指定ＡＤＲ機関によって、専門家等関与のもと、第三者的立場からの苦情処理・紛争解決が行われることとされている。</p> <p>なお、金融ＡＤＲ制度においては、苦情処理・紛争解決への対応について、主に銀行と指定ＡＤＲ機関との間の手続</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>実施基本契約（法第2条第<u>32</u>項）によって規律されているところである。</p> <p>銀行においては、指定ADR機関において苦情処理・紛争解決を行う趣旨を踏まえつつ、手続実施基本契約で規定される義務等に関し、適切に対応する必要がある。</p>	<p>実施基本契約（法第2条第<u>25</u>項）によって規律されているところである。</p> <p>銀行においては、指定ADR機関において苦情処理・紛争解決を行う趣旨を踏まえつつ、手続実施基本契約で規定される義務等に関し、適切に対応する必要がある。</p>
<p>Ⅲ－3－5－3－1－2 主な着眼点</p> <p>銀行が、上記意義を踏まえ、金融ADR制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じて適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>なお、「Ⅲ－3－5－2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。</p> <p>（1）総論</p> <p>① 手続実施基本契約</p> <p>イ. 自らが営む銀行業務（法第2条第<u>25</u>項で定義する「銀行業務」を指す。）について、指定ADR機関との間で、速やかに手続実施基本契約を締結しているか。</p> <p>また、例えば、指定ADR機関の指定取消しや新たな指定ADR機関の設立などの変動があった場</p>	<p>Ⅲ－3－5－3－1－2 主な着眼点</p> <p>銀行が、上記意義を踏まえ、金融ADR制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じて適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>なお、「Ⅲ－3－5－2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。</p> <p>（1）総論</p> <p>① 手続実施基本契約</p> <p>イ. 自らが営む銀行業務（法第2条第<u>21</u>項で定義する「銀行業務」を指す。）について、指定ADR機関との間で、速やかに手続実施基本契約を締結しているか。</p> <p>また、例えば、指定ADR機関の指定取消しや新たな指定ADR機関の設立などの変動があった場</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>合であっても、顧客利便の観点から最善の策を選択し、速やかに必要な措置（新たな苦情処理措置・紛争解決措置の実施、手続実施基本契約の締結など）を講じるとともに、顧客へ周知する等の適切な対応を行っているか。</p> <p>□. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>合であっても、顧客利便の観点から最善の策を選択し、速やかに必要な措置（新たな苦情処理措置・紛争解決措置の実施、手続実施基本契約の締結など）を講じるとともに、顧客へ周知する等の適切な対応を行っているか。</p> <p>□. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>VII 銀行業への新規参入の取扱い</p> <p>VII-1 銀行業への新規参入に係る免許審査及び免許付与後の監督上の対応等</p> <p>VII-1-1 意義</p> <p>これまで、コンビニ等の店舗網にATMを設置し主に決済サービスの提供を行う銀行、インターネット上でのみサービスの提供を行う銀行、主として中小企業向けミドルリスク・ミドルリターンの融資を行う銀行、といった新たな形態の銀行や特色ある銀行が設立されている。また、株主構成面では、事業会社等の異業種による銀行業への参入もみられるところである。</p>	<p>VII 銀行業への新規参入の取扱い</p> <p>VII-1 銀行業への新規参入に係る免許審査及び免許付与後の監督上の対応等</p> <p>VII-1-1 意義</p> <p>これまで、コンビニ等の店舗網にATMを設置し主に決済サービスの提供を行う銀行、インターネット上でのみサービスの提供を行う銀行、主として中小企業向けミドルリスク・ミドルリターンの融資を行う銀行、といった新たな形態の銀行や特色ある銀行が設立されている。また、株主構成面では、事業会社等の異業種による銀行業への参入もみられるところである。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>新銀行の免許申請がなされた場合、又は、銀行主要株主認可申請がなされた場合には、当局としては、申請者の財産的基礎や人的構成等、銀行法に規定されている審査基準に合致しているか否かについて厳正に審査する必要がある。</p> <p>一般的には、新銀行の免許申請がなされた場合には、申請者が銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができるかどうかについては、申請者が行おうとするビジネスモデルに応じて、本監督指針に定める着眼点も参照すべきであるが、以下は、特に、当局が、銀行業への新規参入に関し、免許に係る審査及びその後の監督上の対応を行う際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>なお、具体的な審査手法としては、申請者より申請内容について十分なヒアリングを行うとともに、経営者の適格性や、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる態勢整備の実態が申請内容と整合的であるかなどを検証するに当たり、必要に応じ、説明内容の裏付けとなるデータ等の追加資料の提出を求めることとする。</p> <p>また、預金保険法第 55 条の 2 第 5 項及び第 58 条の 3 第 1 項に規定する措置が具体的に講じられるかについても審査するものとする。</p> <p>（参考）「預金保険法第 55 条の 2 第 5 項及び第 58 条の 3 第 1 項関連チェック項目」（様式・参考資料編 資料 1）</p>	<p>新銀行の免許申請がなされた場合、又は、銀行主要株主認可申請がなされた場合には、当局としては、申請者の財産的基礎や人的構成等、銀行法に規定されている審査基準に合致しているか否かについて厳正に審査する必要がある。</p> <p>一般的には、新銀行の免許申請がなされた場合には、申請者が銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができるかどうかについては、申請者が行おうとするビジネスモデルに応じて、本監督指針に定める着眼点も参照すべきであるが、以下は、特に、当局が、銀行業への新規参入に関し、免許に係る審査及びその後の監督上の対応を行う際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>なお、具体的な審査手法としては、申請者より申請内容について十分なヒアリングを行うとともに、経営者の適格性や、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる態勢整備の実態が申請内容と整合的であるかなどを検証するに当たり、必要に応じ、説明内容の裏付けとなるデータ等の追加資料の提出を求めることとする。</p> <p>また、預金保険法第 55 条の 2 第 4 項及び第 58 条の 3 第 1 項に規定する措置が具体的に講じられるかについても審査するものとする。</p> <p>（参考）「預金保険法第 55 条の 2 第 4 項及び第 58 条の 3 第 1 項関連チェック項目」（様式・参考資料編 資料 1）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>Ⅸ 電子決済等取扱業</u></p> <p><u>Ⅸ－１ 意義</u></p> <p><u>電子決済等取扱業とは、①銀行の委託を受けて、当該銀行に代わって当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で、(i)当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること、(ii)為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させることのいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権の額を増加させ、又は減少させること及び②①に掲げる行為に関して、①の銀行（以下「委託銀行」という。）のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うことに係る営業をいい、電子決済等取扱業者とは、法第 52 条の 60 の 4 の内閣総理大臣の登録を受けて電子決済等取扱業を営む者をいう。</u></p> <p><u>フィンテック分野の発展の下で、デジタルマネーの発行機能と移転機能の分離の流れを受け、仲介者に一定程度の自律的な活動を保証し、複数の金融機関とのより円滑な連携・協働が可能となるような規制が求められる。仲介者となる電子決済等取扱業者は、銀行を代理して、預金債権の額を</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>増加又は減少させるものであり、電子決済等取扱業に係る業務は、顧客の権利義務関係と関わる重要な業務であることに鑑み、顧客保護の観点から、電子決済等取扱業者に対して、業務を適切に行うための体制整備や、顧客への情報提供等を求める必要がある。</u></p> <p><u>Ⅹ－２ 基本的な考え方</u></p> <p><u>Ⅹ－２－１ 電子決済等取扱業者の監督に関する基本的な考え方</u></p> <p><u>電子決済等取扱業の登録制度は、デジタルマネーの発行機能と移転機能の分離の流れを受けて、仲介者に一定程度の自律的な活動を保証し、複数の金融機関とのより円滑な連携・協働が可能となるよう必要な規制を課すものである。このため、電子決済等取扱業は、許可制の下で所属制を採用するのではなく、登録制の下で一定の財産的基礎や行為規制の遵守を求めることで業務の適切性・適法性を担保する制度とする。</u></p> <p><u>また、電子決済等取扱業においては、銀行が預金者や預金の額を把握できるよう、銀行と電子決済等取扱業者との間で速やかな帳簿の連携が必要となる。このように、電子決済</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>等取扱業者は、利用者と銀行との中間に位置し、銀行を代理して、預金債権の額を増加又は減少させるものであることから、利用者保護を図るため、システムの安定性の確保が求められる。</u></p> <p><u>このため、電子決済等取扱業者の監督においても、利用者保護を図る観点から、主要なリスクにフォーカスし、モニタリングを行っていくものとする。特に、システムリスク管理態勢及び利用者保護を図るための取組み態勢を中心にモニタリングを実施し、電子決済等取扱業者が、システムの安定性や利用者保護を確保しつつ、決済サービスの利便性向上に資するサービスを提供することを促していくものとする。</u></p> <p><u>Ⅸ－２－２ 監督に係る事務処理の基本的考え方</u></p> <p><u>（１）監督手法</u></p> <p><u>監督当局は、各電子決済等取扱業者の特性・課題を把握した上で、課題の性質・優先度に応じて立入検査を含むモニタリング手法を機動的に使い分け、改善状況をフォローアップする継続的なモニタリングを実施する。</u></p> <p><u>モニタリング手法の使い分けについては、各電子決済等取扱業者の個別具体的状況に加え、各手法における実態把握に係る有効性や監督当局側・電子決済等取扱業者</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>側における負担の程度、問題の緊急性等の観点も十分に踏まえるものとする。基本的には、まず、経営・財務の状況、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかかる年次実態調査等に係る資料の分析や、電子決済等取扱業者内外の関係者からのヒアリングといったモニタリングを実施し、足下の健全性・適切性等に係る課題が見られるかどうか等の分析結果を踏まえて、法第 52 条の 60 の 21 に基づく立入検査の要否について判断するものとする。</u></p> <p><u>なお、モニタリングの具体的な実施に当たっては、区－２－１に基づくほか、本監督指針の着眼点を補足・敷衍し、事業者との対話を円滑に実施するため業界における検討内容を踏まえるものとする。</u></p> <p><u>(2) 監督部局間の連携</u></p> <p><u>① 金融庁と財務局における連携</u></p> <p><u>金融庁と財務局との間では、電子決済等取扱業者を監督する上で必要と認められる情報について、適切に情報交換等を行い、問題意識の共有を図る必要がある。そのため、(3)に掲げる内部委任事務に係る調整等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることと</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>する。また、財務局間においても、他の財務局が監督する電子決済等取扱業者について、公表されていない問題等を把握したときは、適宜、監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。</u></p> <p><u>② 管轄財務局長との連絡調整</u></p> <p><u>管轄する電子決済等取扱業者に対して行政処分を行った場合は、速やかに、当該電子決済等取扱業者の営業所の所在地を管轄する他の財務局長にその処分内容を連絡するものとする。</u></p> <p><u>(3) 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任</u></p> <p><u>登録申請者及び電子決済等取扱業者の主たる営業所（施行規則第34条の63の5に規定する主たる営業所をいう。以下同じ。）の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長に委任した権限のうち、登録申請者又は電子決済等取扱業者が提出する届出書、申請書及び報告書の受理に関する権限は、財務局長の判断により当該財務事務所長又は出張所長に内部委任することができるものとする。なお、これらの事項に関する届出書等</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>は、登録申請者又は電子決済等取扱業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長宛提出させるものとする。</u></p> <p><u>(4) 金融庁との調整</u></p> <p><u>財務局長は、電子決済等取扱業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理に当たり、以下に掲げる事項（その他の事項についても必要に応じ金融庁長官と調整することを妨げない。）については、あらかじめ金融庁と調整するものとする。なお、調整の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。</u></p> <p><u>① 法第 52 条の 60 の 22 の規定による業務改善命令</u></p> <p><u>② 法第 52 条の 60 の 23 第 1 項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令</u></p> <p><u>(5) 行政報告</u></p> <p><u>① 財務局長は、電子決済等取扱業者の監督に関し、以下のイ. からホ. までに掲げる場合は、その内容を遅滞なく金融庁に報告するものとする。加えて、以下のへ. に掲げる場合は、その内容を遅滞なく金融庁に報告するとともに、他の財務局宛て関係資料を送付するものとする。その際は、当該取消しの日前 30 日以内の役員の氏名に関する資料も併せて報告・送付するも</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>のとする。</u></p> <p><u>イ. 法第 52 条の 60 の 5 第 1 項による登録を行った場合</u></p> <p><u>ロ. 法第 52 条の 60 の 36 第 1 項による廃業等の届出を受理した場合</u></p> <p><u>ハ. 法第 52 条の 60 の 20 第 2 項により報告及び資料の提出を求めた場合</u></p> <p><u>ニ. 法第 52 条の 60 の 22 による業務改善命令を行った場合</u></p> <p><u>ホ. 法第 52 条の 60 の 23 第 1 項の規定による業務停止命令を行った場合</u></p> <p><u>ヘ. 法第 52 条の 60 の 23 第 1 項の規定による登録の取消しを行った場合</u></p> <p><u>② 法第 52 条の 60 の 19 第 1 項に基づく報告書について</u></p> <p><u>事業報告書の作成に当たっては、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>イ. 経営計画や資金計画など、登録申請時に確認した事項を参照しつつ、報告内容を検証した上で、両者に著しい乖離が見られる場合には、当該電子決済等取扱業者に対するヒアリング等を通じて、経営実態を確認するものとする。</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p><u>ロ. 経営実態を確認した結果、将来、法第 52 条の 60 の 6 第 1 項第 3 号に規定する「電子決済等取扱業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない」こととなるおそれがある場合には、法第 52 条の 60 の 33 に基づき報告書を徴収するなど、必要な対応を検討することとする。</u></p> <p>③ <u>金融庁への送付等</u></p> <p>イ. <u>電子決済等取扱業者に係る随時報告</u>  <u>利用者財産の管理に関する報告書の副本及び参考書類各 1 部並びに意見を付す電子決済等取扱業者があれば、上記②に関する当該電子決済等取扱業者の意見を記載した書面を、提出期限後 1 か月以内に金融庁担当課室宛て送付するものとする。</u></p> <p>ロ. <u>電子決済等取扱業者に係る定期報告</u></p> <p>a. <u>財務局長は、電子決済等取扱業者に対して、法第 62 条の 20 第 1 項の規定に基づき、毎年 3 月末における業務報告書を毎年 5 月末までに徴収するものとする。</u></p> <p>b. <u>電子決済等取扱業者の業務報告書の写しについては、毎年 6 月末までに、金融庁担当課室宛て送付するものとする。</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>ハ. 電子決済等取扱業者登録状況一覧表の提出</u></p> <p><u>a. 登録を行った全ての電子決済等取扱業者について作成した登録状況一覧表を、登録の都度更新し、半期経過後 20 日以内に監督局長に対して送付するものとする。</u></p> <p><u>b. 当該一覧表には、下記の項目については必ず記載するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>電子決済等取扱業登録者名</u></li> <li>・ <u>登録番号</u></li> <li>・ <u>登録日</u></li> <li>・ <u>廃止日</u></li> <li>・ <u>電子決済等取扱業者の電話番号・メールアドレス</u></li> <li>・ <u>兼業の種類</u></li> </ul> <p><u>(6) 電子決済等取扱業者が提出する申請書、届出書等における記載上の留意点</u></p> <p><u>電子決済等取扱業者が提出する申請書、届出書等において、役員等の氏名を記載する際には、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書きで併せて記載できることに留意する。</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>Ⅸ－３ システムリスク</u></p> <p><u>電子決済等取扱業者の監督に当たっては、システムリスクについてⅢ－３－７－１を準用するほか、サービスやシステムの特성에応じて、特に以下の着眼点に留意するものとする。</u></p> <p><u>なお、Ⅲ－３－７－１及び以下の着眼点に記述されている字義どおりの対応が電子決済等取扱業者においてなされていない場合にあっても、当該電子決済等取扱業者の規模、特性からみて、利用者保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。</u></p> <p><u>Ⅸ－３－１ 主な着眼点</u></p> <p><u>(1) サービスやシステムの特性への対応</u></p> <p><u>① Ⅲ－３－７－１－２(3)①に加え、多様なサービスやシステムと連携した、高度・複雑な情報システムを有している場合には、システムリスクに、以下のようなものを含めているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 外部サービスを利用することによって生じるリスク</u></li> <li><u>・ API の接続等を実施することによって生じるリス</u></li> </ul>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>ク</u></p> <p><u>・ 取引の急増への対応など、多様なサービスやシステムと連携することによって生じるリスク 等</u></p> <p><u>（注）網羅的なリスクの洗い出しにおいては、客観的な水準が判定できるものを根拠とすることが望ましく、例えば、銀行システムへの接続の観点では、金融情報システムセンターが示す基準（API 接続チェックリスト解説書）等を参考とすることが考えられる。</u></p> <p><u>② システムリスク管理部門は、例えば1日当たりの取引可能件数などのシステムの制限値を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか。</u></p> <p><u>なお、銀行等の連携先との制限値を把握するとともに、制限値を超えた場合の対応策についても連携先を含めた検討が必要となる点に留意する。</u></p> <p><u>③ ユーザー部門は、新サービスの導入時又はサービス内容の変更時に、システムリスク管理部門と連携するとともに、システムリスク管理部門は、システム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか。</u></p> <p><u>④ Ⅲ－3－7－1－2（6）の事項に加え、銀行を含む</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>他社のシステムと連携する場合や、多数の利用者が電子決済等取扱業のシステムを利用することが見込まれる場合には、システム全体の品質を確保するために、以下の観点を含めた規程や方針等を策定し、適切に実施しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>品質を確保するためのテスト実施方針を定めること</u></li> <li>・ <u>システムのパフォーマンス・キャパシティ管理において、他社事例も踏まえ、取引の急増を想定した計画とし、閾値を設定すること（大規模な販売促進活動を行う等、一時的な取引件数の増加が見込まれる場合を含む。）</u></li> <li>・ <u>各種資源の性能や容量の限界を考慮した、監視項目の設定や負荷状態の監視、必要に応じた制御を行うこと</u></li> <li>・ <u>システム開発時に銀行等の連携先を含めたシステムの制限値を把握すること 等</u></li> </ul> <p><u>また、提供する新サービス、銀行のAPI仕様変更及び認証方式の変更等について、利用者側の動作環境を踏まえたテストシナリオを設定し、検証しているか。</u></p> <p>⑤ <u>Ⅲ-3-7-1-2（9）①及び⑤に加え、緊急時体制に当たって銀行及び重要な外部委託先等（外部サービ</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>スの提供元やシステムの連携先を含む）との連絡体制を整備するほか、コンティンジェンシープランに基づく訓練においては、重要度やリスクに応じて銀行やその他のシステムの連携先等との合同実施も検討しているか。</u></p> <p><u>また、訓練結果を基に、必要に応じて、コンティンジェンシープランを見直しているか。</u></p> <p>⑥ <u>Ⅲ－３－７－１－２（１０）⑦に加え、システム障害等の影響を極小化するために、例えば、部分的障害の影響が波及する経路や迂回不能な単一障害点の把握など、影響波及の観点からリスク評価を行い、クラウドサービスの仕組みを適切に利用してリスク低減を図るなど、利用者の被害を最小化するためのサービス・システムの仕組みの整備について検討しているか。</u></p> <p><u>（２）クラウドサービスなど外部サービスの利用への対応</u></p> <p>① <u>Ⅲ－３－７－１－２（４）④に加え、利用者の重要情報の洗出しに当たっては、再委託先やシステムの連携先等に移送・転送されたデータ等も対象範囲としているか。</u></p> <p>② <u>Ⅲ－３－７－１－２（８）②に加え、クラウドサービスなど外部サービスを利用する場合には、選定に際して、その特性を踏まえた上で、セキュリティの安全性に</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>ついて適切な評価を実施しているか。また、利用するサービスに応じたリスクを検討し、対策を講じているか。</u></p> <p><u>例えば、以下のような点を実施しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>重要なデータを処理・保存する拠点の把握</u></li> <li>・ <u>監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映</u></li> <li>・ <u>保証報告書、第三者認証等の確認・評価</u></li> <li>・ <u>クラウド特有のリスクの把握</u></li> <li>・ <u>認証機能を含むセキュリティリスク評価 等</u></li> </ul> <p>③ <u>Ⅲ-3-7-1-2 (10) ②に加え、クラウドサービスに障害が発生した場合に備え、対応策の検討又は利用者への適時適切な注意喚起が重要であることを念頭にクラウド事業者との障害発生時の連絡体制等の構築に努めているか。</u></p> <p><u>(3) インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合の対応</u></p> <p>① <u>Ⅲ-3-7-1-2 (5) ⑦の事例のほか、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。</u></p> <p><u>イ. 可変式パスワード、生体認証、電子証明書等、実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>ロ. ログインパスワードとは別の取引用パスワードの採用（同一のパスワードの設定を不可とすること等の事項に留意すること。）</u></p> <p><u>また、内外の環境変化や事故・事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、必要に応じて、認証方式の見直しを行っているか。</u></p> <p>② <u>Ⅲ－３－７－１－２（５）⑧に加え、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>不正な IP アドレスからの通信の遮断</u></li> <li>・ <u>利用者に対してウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの導入・最新化を促す措置</u></li> <li>・ <u>不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備</u></li> <li>・ <u>不正が確認された ID の利用停止</u></li> <li>・ <u>前回ログイン（ログオフ）日時の画面への表示</u></li> <li>・ <u>取引時の利用者への通知 等</u></li> </ul> <p>③ <u>Ⅲ－３－７－１－２（６）の事項に加え、システム設計／開発段階では、以下のような事項を含むセキュリティに係る措置を講じているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>具体的なセキュリティ要件の明確化</u></li> <li>・ <u>セキュアコーディングの実施など脆弱なポイント</u></li> </ul>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p><u>が生じないための対策・他社のシステムと連携する場合、連携する部分を含めサービス全体を踏まえたセキュリティ設計 等</u></p> <p><u>Ⅸ－４ 法令等遵守（特に重要な事項）</u></p> <p><u>取引時確認、疑わしい取引の届出義務及び反社会的勢力との関係遮断に関する監督手法・対応に関しては、以下の（１）及び（２）によるほか、Ⅲ－３－１に準じるものとする。また、禁止行為に関しては、以下の（３）及び（４）に留意する。</u></p> <p><u>（１）検査の結果、不祥事件等届出書等により、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢又は反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 52 条の 60 の 20 に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 52 条の 60 の 22 に基づき、業務改善命令等を発出するものとする。</u></p> <p><u>（２）さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反するなど法令に違反し、又は著しく公益を害し</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>たと認められる場合には、法第 52 条の 60 の 23 に基づき、業務停止命令等を発出するものとする。また、反社会的勢力との関係を認識しているにもかかわらず適切な対応を行わなかった結果、法令に違反し又は著しく公益を害したと認められる場合も同様とする。</u></p> <p><u>(3) 金銭等の預託の禁止・財産の分別管理（法第 52 条の 60 の 13・施行規則第 34 条の 63 の 26）</u></p> <p><u>電子決済等取扱業者は、施行規則第 34 条の 63 の 26 で定める場合を除き、いかなる名目によるかを問わず、その営む電子決済等取扱業に関して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該電子決済等取扱業者と密接な関係を有する者（施行令第 16 条の 8 の 2）に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。</u></p> <p><u>電子決済等取扱業者が、電子決済等取扱業に関して顧客から金銭の預託を受ける場合、当該金銭の預託を受けた後直ちに、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理し、かつ、委託銀行に交付する必要がある（施行規則第 34 条の 63 の 26 第 4 号）。</u></p> <p><u>(4) 法第 52 条の 60 の 16 に規定する禁止行為を防止するための態勢整備に関しては、以下の点に留意すること</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>とする。</u></p> <p>① <u>禁止行為を防止するための措置を講ずる責任を有する部署又は担当者を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって禁止行為の防止措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。</u></p> <p>② <u>禁止行為を防止するために必要な研修の実施等の体制、顧客からの苦情に対応するための体制等に関する社内規則の策定及び社内周知が行われているか。</u></p> <p>③ <u>禁止行為を防止するため、電子決済等取扱業に関する法令についての知識及び実務経験を有する者による定期的かつ必要に応じて適宜研修を実施しているか。</u></p> <p>④ <u>禁止行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>IX-5 利用者保護のための情報提供・相談機能等</u></p> <p><u>法第 52 条の 60 の 11 第 2 項並びに施行規則第 34 条の 63 の 13 から第 34 条の 63 の 22 まで及び第 34 条の 63 の 28 を踏まえ、電子決済等取扱業者における利用者保護のための</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>情報提供・相談機能等に関する監督はⅢ－３－３に準じて行うほか、以下に留意する。</u></p> <p><u>（１）顧客情報管理については、基本的にⅢ－３－３－３に準じるものとするが、電子決済等取扱業者が他業を兼業する場合には、電子決済等取扱業務で得た顧客情報が顧客の同意なく兼業業務に流用されることのないよう、顧客情報を適正に管理するための方法や体制（例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断に関する社内規則の制定及び研修等社員教育の徹底等）の整備が行われているかどうかについて留意する。</u></p> <p><u>（２）特に、非公開金融情報及び非公開情報（なお、顧客の属性に関する情報（氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業）は個人情報であるが、非公開金融情報及び非公開情報に含まれない。）の取扱いに関する事前の同意（施行規則第 34 条の 63 の 19）については、インターネットを利用して当該顧客が利用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により事前に当該顧客の同意を得るための措置を講じているかについて確認することとする。</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>Ⅸ－６ 利用者保護ルール等</u></p> <p><u>（１）委託銀行との連携</u></p> <p><u>電子決済等取扱業者のサービスの中には、銀行の提供する口座振替サービスと連携するサービス（以下「電子決済等取扱連携サービス」という。）が考えられる。このような電子決済等取扱連携サービスについては、電子決済等取扱業の利用者にとっては利便性の高いサービスとなり得る一方、例えば、悪意のある第三者が連携する預貯金口座の預貯金者になりすまし、電子決済等取扱連携サービスを介して不正取引を行うなど、電子決済等取扱業者のみで完結するサービスとは異なるリスクが存在するおそれがある。また、技術革新の進展により、今後、事業者間の連携は増え、連携に伴うリスクも高まる可能性があると考えられる。</u></p> <p><u>以上を踏まえ、電子決済等取扱業者においては、電子決済等取扱業の利用者や連携先の利用者の利益の保護を含む電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を連携先と協力して構築することが重要であり、電子決済等取扱連携サービスを提供する電子決済等取扱業者の監督に当たっては、</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>Ⅹ－３に留意する他、事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係「14 資金移動業関係」のⅡ－２－５を参照するものとする。</u></p> <p><u>（２）委託銀行との契約締結義務（施行規則第 34 条の 63 の 27）</u></p> <p><u>① 電子決済等取扱業者は、委託銀行との間で、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての当該委託銀行と当該電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項を定めた電子決済等取扱業に係る契約を締結し、これに従って当該委託銀行に係る電子決済等取扱業を営まなければならない点に留意する必要がある。当該契約には、例えば、以下のような項目を定めることが考えられる。</u></p> <p><u>イ. 利用者からの被害申告の受付窓口</u></p> <p><u>ロ. 補償する場合の基準や手続（利用者に求める情報や、過失の有無の判断等）</u></p> <p><u>ハ. 補償する場合の方法（補償の実施者、損害の算定方法等を含む）</u></p> <p><u>ニ. 補償する場合の補償範囲</u></p> <p><u>ホ. いずれか一方が補償した場合の求償関係（損害の分担）</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>② <u>加えて、電子決済等取扱業者は、委託銀行との間で、委託銀行が預金者を把握するために必要な情報を、電子決済等取扱業者が当該委託銀行の求めに応じて速やかに提供するために必要な事項（当該情報の提供の頻度及び時期に関する事項を含む。）を定めた電子決済等取扱業に係る契約を締結し、これに従って当該委託銀行に係る電子決済等取扱業を営まなければならない点に留意する必要がある。委託銀行が負担する債務に係る預金者を把握するために必要な情報として、例えば、施行規則第34条の63の61第1項第2号に定める取引記録や同項第3号に定める書面に係る情報などが考えられる。当該情報については、Ⅲ－3－3－3を踏まえて、取り扱う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>Ⅸ－7 その他</u></p> <p><u>Ⅸ－7－1 委託業務の的確な遂行を確保するための措置（施行規則第34条の63の20）</u></p> <p><u>電子決済等取扱業者は、その業務を第三者に委託する場合には、基本的にⅢ－3－3－4に準じるものとし、委託す</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>る業務の内容に応じ、委託業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならないことに留意する必要がある。</u></p> <p><u>Ⅸ－７－２ 名義貸しの禁止</u></p> <p><u>法第 52 条の 60 の 10 に規定する「自己の名義」に該当するか否かの判断に際しては、例えば、当該電子決済等取扱業者の略称等の使用を許可している場合であっても「自己の名義」に該当し得ることに留意する。</u></p> <p><u>Ⅸ－７－３ 委託銀行等に係る電子決済等代行業に係る特例</u></p> <p><u>電子決済等取扱業者は、委託銀行に預金の口座を開設している当該電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業に係る顧客からの委託を受けて行うものに関し、当該委託銀行に係る電子決済等代行業を営むことができ、この場合には、Ⅹ－１からⅩ－５までの規定を準用する。</u></p> <p><u>Ⅸ－８ 監督指針の準用</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>電子決済等取扱業者の監督に当たっては、以下に掲げるほか、適宜、必要に応じて、Ⅱ及びⅢ並びに様式・参考資料編を準用する。</u></p> <p><u>（１）電子決済等取扱業者に関する検査・監督事務の進め方についてはⅡ－１－１に、検査・監督事務の具体的方法についてはⅢ－１－２に、品質管理についてはⅢ－１－３に、苦情・情報提供等についてはⅡ－２に、法令解釈等の照会を受けた場合の対応についてはⅡ－３に、行政指導等を行う際の留意点等についてはⅡ－４に、それぞれ準じるものとする。</u></p> <p><u>（２）電子決済等取扱業に関する預金保険機構が行う検査との連携については、Ⅱ－１－５に準じるものとする。</u></p> <p><u>（３）電子決済等取扱業者に対し行政処分を行うに当たってはⅡ－５に準じるものとする。</u></p>	
<p><u>Ⅹ</u> 電子決済等代行業</p> <p><u>Ⅹ－１</u> 意義</p> <p>フィンテックの動きが世界的規模で加速する中で、利用</p>	<p><u>Ⅸ</u> 電子決済等代行業</p> <p><u>Ⅸ－１</u> 意義</p> <p>フィンテックの動きが世界的規模で加速する中で、利用</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業との連携・協働によるオープン・イノベーションを進めていくための制度的枠組みとして、銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号。以下<u>X</u>－2－2（1）において「改正法」という。）により電子決済等代行業者の登録制度が導入され、平成30年6月1日より施行された。</p> <p>電子決済等代行業者には、利用者のニーズを起点としたサービス展開の一つの核となることが期待されるとともに、利用者保護やシステムの安定性を確保しつつ機動的に金融サービスのイノベーションを実現することが期待される。</p> <p><u>X</u>－2 基本的な考え方</p> <p><u>X</u>－2－1 電子決済等代行業者の監督に関する基本的な考え方</p> <p><u>X</u>－2－2 監督に係る事務処理の基本的考え方</p> <p><u>X</u>－3 システムリスク</p> <p><u>X</u>－3－1 意義</p>	<p>者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業との連携・協働によるオープン・イノベーションを進めていくための制度的枠組みとして、銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号。以下<u>Ⅹ</u>－2－2（1）において「改正法」という。）により電子決済等代行業者の登録制度が導入され、平成30年6月1日より施行された。</p> <p>電子決済等代行業者には、利用者のニーズを起点としたサービス展開の一つの核となることが期待されるとともに、利用者保護やシステムの安定性を確保しつつ機動的に金融サービスのイノベーションを実現することが期待される。</p> <p><u>Ⅹ</u>－2 基本的な考え方</p> <p><u>Ⅹ</u>－2－1 電子決済等代行業者の監督に関する基本的な考え方</p> <p><u>Ⅹ</u>－2－2 監督に係る事務処理の基本的考え方</p> <p><u>Ⅹ</u>－3 システムリスク</p> <p><u>Ⅹ</u>－3－1 意義</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p><u>X</u>－3－2 主な着眼点</p> <p><u>X</u>－3－3 監督手法・対応</p> <p><u>X</u>－4 利用者保護ルール等</p> <p><u>X</u>－4－1 意義</p> <p>電子決済等代行業者が法第2条第<u>21</u>項第1号に掲げる行為として提供する決済サービス（電子決済等代行業再委託者が行う業務を含む。以下「電子決済サービス」という。）は、利用者の社会経済生活や企業等の経済活動の利便性を高めるものとなり得る一方、前述（Ⅲ－3－9）の通り、銀行と銀行外部の決済サービス事業者等による連携サービスを狙う犯罪が発生していることを踏まえ、電子決済サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保していくことが、電子決済等代行業者及び銀行の双方にとって重要な課題となっている。</p> <p>以上を踏まえ、電子決済サービスを提供する電子決済等代行業者においては、電子決済等代行業の利用者や連携・協働する銀行の利用者（以下、<u>X</u>－4及び<u>X</u>－5において「利</p>	<p><u>Ⅹ</u>－3－2 主な着眼点</p> <p><u>Ⅹ</u>－3－3 監督手法・対応</p> <p><u>Ⅹ</u>－4 利用者保護ルール等</p> <p><u>Ⅹ</u>－4－1 意義</p> <p>電子決済等代行業者が法第2条第<u>17</u>項第1号に掲げる行為として提供する決済サービス（電子決済等代行業再委託者が行う業務を含む。以下「電子決済サービス」という。）は、利用者の社会経済生活や企業等の経済活動の利便性を高めるものとなり得る一方、前述（Ⅲ－3－9）の通り、銀行と銀行外部の決済サービス事業者等による連携サービスを狙う犯罪が発生していることを踏まえ、電子決済サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保していくことが、電子決済等代行業者及び銀行の双方にとって重要な課題となっている。</p> <p>以上を踏まえ、電子決済サービスを提供する電子決済等代行業者においては、電子決済等代行業の利用者や連携・協働する銀行の利用者（以下、<u>Ⅹ</u>－4及び<u>Ⅹ</u>－5において「利</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>用者等」という。)の利益の保護を含む電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を構築することが重要であり、電子決済等代行業者の監督に当たっては、例えば、以下のような点に留意するものとする。</p>	<p>用者等」という。)の利益の保護を含む電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を構築することが重要であり、電子決済等代行業者の監督に当たっては、例えば、以下のような点に留意するものとする。</p>
<p><u>X-4-2</u> 主な着眼点</p>	<p><u>X-4-2</u> 主な着眼点</p>
<p><u>X-4-3</u> 監督手法・対応</p>	<p><u>X-4-3</u> 監督手法・対応</p>
<p><u>X-5</u> 不正取引に対する補償</p>	<p><u>X-5</u> 不正取引に対する補償</p>
<p><u>X-5-1</u> 主な着眼点</p>	<p><u>X-5-1</u> 主な着眼点</p>
<p><u>X-5-2</u> 監督手法・対応</p>	<p><u>X-5-2</u> 監督手法・対応</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>X-6 監督指針の準用</u></p> <p><u>信用金庫法に基づき登録を受けた信用金庫電子決済等代行業者、協同組合による金融事業に関する法律に基づき登録を受けた信用協同組合電子決済等代行業者、労働金庫法に基づき登録を受けた労働金庫電子決済等代行業者及び金</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
	<u>融サービス提供法第18条第2項に基づき電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者については、Ⅹ-1からⅩ-5までの規定を準用する。</u>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>【様式・参考資料編】 同一人に対する信用供与等の特例 別紙様式 3 - 1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">信用の供与等の特例承認申請書</p> <p>○○○に対して信用供与限度額を超えて信用の供与をいたしたく、銀行法第 13 条第 1 項（又は第 2 項）の規定に基づき、承認を申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) 1 添付書類</p>	<p>【様式・参考資料編】 同一人に対する信用供与等の特例 別紙様式 3 - 1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">信用の供与等の特例承認申請書</p> <p>○○○に対して信用供与限度額を超えて信用の供与をいたしたく、銀行法第 13 条第 1 項（又は第 2 項）の規定に基づき、承認を申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) 1 添付書類</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>① 別紙様式 3-1 の 2</p> <p>② 銀行法施行規則第 14 条の 3 第 3 項第 2 号に掲げる書面</p> <p>③ 銀行法施行規則第 14 条の 3 第 3 項第 3 号に掲げる書面（原則として、信用の供与等を受ける者の金融機関別の借入金残高及びそのシェアの推移、信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を含む。）</p> <p>2 一つの受信者グループに係る銀行法第 13 条第 1 項及び第 2 項に基づく承認の申請を同じ申請書にまとめて記載することができる。この場合、同条第 1 項及び第 2 項それぞれに関する別紙様式 3-1 の 2 を添付する。</p> <p>3 銀行法第 52 条の 22 第 1 項に基づく承認の申請については、本様式を準用する。</p> <p>別紙様式 3-1 の 2</p> <p>（1）自己資本の額及び信用供与等限度額 （表略）</p> <p>（2）同一人に対する信用の供与等の詳細 （表略）</p> <p>（注）記載要領</p>	<p>① 別紙様式 3-1 の 2</p> <p>② 銀行法施行規則第 14 条の 3 第 3 項第 2 号に掲げる書面</p> <p>③ 銀行法施行規則第 14 条の 3 第 3 項第 3 号に掲げる書面（原則として、信用の供与等を受ける者の金融機関別の借入金残高及びそのシェアの推移、信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を含む。）</p> <p>2 一つの受信者グループに係る銀行法第 13 条第 1 項及び第 2 項に基づく承認の申請を同じ申請書にまとめて記載することができる。この場合、同条第 1 項及び第 2 項それぞれに関する別紙様式 3-1 の 2 を添付する。</p> <p>3 銀行法第 52 条の 22 第 1 項に基づく承認の申請については、本様式を準用する。</p> <p>別紙様式 3-1 の 2</p> <p>（1）自己資本の額及び信用供与等限度額 （表略）</p> <p>（2）同一人に対する信用の供与等の詳細 （表略）</p> <p>（注）記載要領</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. 「各勘定科目の信用の供与等の額（控除前）」欄は、以下の勘定科目毎に信用の供与等の額を記載すること  <u>「コールローン」</u>（規則第 14 条第 1 項第 1 号）、<u>「買現先」</u>（同項第 2 号）、<u>「貸出金」</u>（同項第 3 号）、<u>「支払承諾見返」</u>（同条第 2 項）、<u>「債務の保証」</u>（告示第 2 条）、<u>「有価証券（株式等）」</u>（規則第 14 条第 3 項）、<u>「預け金」</u>（同条第 4 項第 1 号）、<u>「債券貸借取引支払保証金」</u>（同項第 2 号）、<u>「買入手形」</u>（同項第 3 号）、<u>「買入金銭債権」</u>（同項第 4 号）、<u>「商品有価証券」</u>（同項第 5 号）、<u>「特定取引資産」</u>（同項第 6 号）、<u>「金銭の信託」</u>（同項第 7 号）、<u>「有価証券（社債等）」</u>（同項第 8 号）、<u>「外国為替」</u>（同項第 9 号）、<u>「その他資産」</u>（同項第 10 号）、<u>「コミットメント等」</u>（告示第 3 条第 1 号）、<u>「デリバティブ」</u>（同条第 2 号）、<u>「証券化エクスポージャーに該当するオフ・バランス取引」</u>（同条第 3 号）</p> <p>7. ・ 8. (略)</p> <p>用例：銀行法→「法」、銀行法施行令→「令」、銀行法施行規則→「規則」、  銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四</p>	<p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. 「各勘定科目の信用の供与等の額（控除前）」欄は、以下の勘定科目毎に信用の供与等の額を記載すること  <u>「買現先」</u>（規則第 14 条第 1 項第 2 号）、<u>「貸出金」</u>（同項第 3 号）、<u>「支払承諾見返」</u>（同条第 2 項）、<u>「債務の保証」</u>（告示第 2 条）、<u>「有価証券（株式等）」</u>（規則第 14 条第 3 項）、<u>「預け金」</u>（同条第 4 項第 1 号）、<u>「債券貸借取引支払保証金」</u>（同項第 2 号）、<u>「買入手形」</u>（同項第 3 号）、<u>「買入金銭債権」</u>（同項第 4 号）、<u>「商品有価証券」</u>（同項第 5 号）、<u>「特定取引資産」</u>（同項第 6 号）、<u>「金銭の信託」</u>（同項第 7 号）、<u>「有価証券（社債等）」</u>（同項第 8 号）、<u>「外国為替」</u>（同項第 9 号）、<u>「その他資産」</u>（同項第 10 号）、<u>「コミットメント等」</u>（告示第 3 条第 1 号）、<u>「デリバティブ」</u>（同条第 2 号）、<u>「証券化エクスポージャーに該当するオフ・バランス取引」</u>（同条第 3 号）</p> <p>7. ・ 8. (略)</p> <p>用例：銀行法→「法」、銀行法施行令→「令」、銀行法施行規則→「規則」、  銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれるものとして金融庁長官が定める件→「告示」</p> <p>変更の届出（銀行代理業者である個人又は銀行代理業者である法人の役員が、他の法人の常務に従事しないこととなった場合）</p> <p>別紙様式 7-4-9-2</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">兼職状況の変更に係る届出書</p> <p>他の法人の常務に従事しないこととなりましたので、銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお</p>	<p>項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれるものとして金融庁長官が定める件→「告示」</p> <p>変更の届出（銀行代理業者である個人又は銀行代理業者である法人の役員が、他の法人の常務に従事しないこととなった場合）</p> <p>別紙様式 7-4-9-2</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">兼職状況の変更に係る届出書</p> <p>他の法人の常務に従事しないこととなりましたので、銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改 正 案		現 行	
届けいたします。		届けいたします。	
記		記	
当該他の法人の商号又は 名 称		当該他の法人の商号又は 名 称	
当該他の法人の主たる 営業所等の所在地		当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	
<u>変 更 年 月 日</u>	<u>年 月 日 ( )</u>	理 由	
理 由			
(注) (略)		(注) (略)	
外国銀行代理業務に係る届出 別紙様式 8 - 2		外国銀行代理業務に係る届出 別紙様式 8 - 2	
	年 月 日		年 月 日
金融庁長官 ○○○○ 殿		金融庁長官 ○○○○ 殿	
主たる営業所等の所在地		主たる営業所等の所在地	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>商号又は名称 氏名（法人にあつては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p>外国銀行代理業務に係る届出書</p> <p>外国銀行代理業務を営みたく、銀行法第 52 条の 2 第 3 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <p>（表略）</p> <p>（別添：外国銀行代理業務を営む営業所又は事務所の名称及び所在地）</p> <p>商号、名称又は氏名 【所属外国銀行名】（ 年 月 日現在） （表略）</p> <p>（注）添付書類 1 （略）</p>	<p>商号又は名称 氏名（法人にあつては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p>外国銀行代理業務に係る届出書</p> <p>外国銀行代理業務を営みたく、銀行法第 52 条の 2 第 3 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <p>（表略）</p> <p>（別添：外国銀行代理業務を営む営業所又は事務所の名称及び所在地）</p> <p>商号、名称又は氏名 【所属外国銀行名】（ 年 月 日現在） （表略）</p> <p>（注）添付書類 1 （略）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案			現行		
(削除)			<u>2</u> 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面		
<u>2</u> 所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面			<u>3</u> 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面		
<u>3</u> 所属外国銀行の代表権を有する役員の氏名又は名称を記載した書面			<u>4</u> 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面		
<u>4</u> ・ <u>5</u> (略)			<u>5</u> ・ <u>6</u> (略)		
<u>6</u> 当該銀行と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面			<u>7</u> 当該銀行と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案		
<u>7</u> (略)			<u>8</u> (略)		
【資料1】Ⅱ-1-3 検査部局等との連携 関係 預金保険法第50条第1項関連チェック項目			【資料1】Ⅱ-1-3 検査部局等との連携 関係 預金保険法第50条第1項関連チェック項目		
I・II (略)			I・II (略)		
預金保険法第55条の2第 <u>5</u> 項及び第58条の3第1項関連チェック項目			預金保険法第55条の2第 <u>4</u> 項及び第58条の3第1項関連チェック項目		
項目	チェック内容	例示	項目	チェック内容	例示
I 経営陣の認識・ 関与	1. 経営陣が法第55条の2第 <u>5</u> 項及び法第58条の	(略)	I 経営陣の認識・ 関与	1. 経営陣が法第55条の2第 <u>4</u> 項及び法第58条の	(略)

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案			現行		
	3 第1項の趣旨を理解し、法令遵守のための対応がとられているか。			3 第1項の趣旨を理解し、法令遵守のための対応がとられているか。	
	2. 経営陣は、法第55条の2第5項について、常に正確なデータを速やかに提出できる対応がとられるための方策を講じているか。	(略)		2. 経営陣は、法第55条の2第4項について、常に正確なデータを速やかに提出できる対応がとられるための方策を講じているか。	(略)
	3. (略)	(略)		3. (略)	(略)
II 管理体制	1. 法第55条の2第5項及び法第58条の3第1項遵守のために適切な管理体制がとられているか。	(略)	II 管理体制	1. 法第55条の2第4項及び法第58条の3第1項遵守のために適切な管理体制がとられているか。	(略)
III 手順書・マニュアルの整備	1. 法第55条の2第5項遵守のために保険事故発	(略)	III 手順書・マニュアルの整備	1. 法第55条の2第4項遵守のために保険事故発	(略)

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案			現行		
	生から磁気テープ等（機構が指定する物）を預金保険機構に提出するまでの作業についての手順書・マニュアルの内容は適正か。また、法第 58 条の 3 第 1 項について、付保預金の払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施の確保を図るという観点からみて、手順書・マニュアルの内容は適正か。			生から磁気テープ等（機構が指定する物）を預金保険機構に提出するまでの作業についての手順書・マニュアルの内容は適正か。また、法第 58 条の 3 第 1 項について、付保預金の払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施の確保を図るという観点からみて、手順書・マニュアルの内容は適正か。	
IV システムの整備	1. 法第 55 条の 2 第 <u>5</u> 項に基づく、	(略)	IV システムの整備	1. 法第 55 条の 2 第 <u>4</u> 項に基づく、	(略)

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案			現行		
	「機構指定フォーマット」に則ったデータ作成のためのシステム対応ができているか。			「機構指定フォーマット」に則ったデータ作成のためのシステム対応ができているか。	
	2. 預金保険法第58条の3第1項及び第2項に規定する措置に関する内閣府令（以下「府令」という）第1条第1項第1号及び第2項に関し、機構が作成する名寄せ結果データを受領してから速やかに自らの業務システムに反映するための措置が講じられているか。	（略）		2. 預金保険法第58条の3第1項に規定する措置に関する内閣府令（以下「府令」という）第1条第1項第1号及び第2項に関し、機構が作成する名寄せ結果データを受領してから速やかに自らの業務システムに反映するための措置が講じられているか。また、一	（略）

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改 正 案			現 行		
	また、一部払戻不可口座について、付保預金と非付保預金を区分管理するためにシステム対応が必要となる場合にこれができるか。			部払戻不可口座について、付保預金と非付保預金を区分管理するためにシステム対応が必要となる場合にこれができるか。	
	3. (略)	(略)		3. (略)	(略)
Vデータの整備	1. 法第 55 条の 2 第 5 項遵守のために「機構指定フォーマット」用名寄せデータの正確性は確保されているか。 また、特定決済債務を把握しているか。	(略)	Vデータの整備	1. 法第 55 条の 2 第 4 項遵守のために「機構指定フォーマット」用名寄せデータの正確性は確保されているか。 また、特定決済債務を把握しているか。	(略)
VI内部監査等の状況	1. 内部監査の項目に法第 55 条の	(略)	VI内部監査等の状況	1. 内部監査の項目に法第 55 条の	(略)

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案			現行		
	2 第 <u>5</u> 項及び法第58条の3第1項が対象となっているか。			2 第 <u>4</u> 項及び法第58条の3第1項が対象となっているか。	
	2. (略)	(略)		2. (略)	(略)